

指定夜間対応型訪問介護

「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。指定地域密着型事業者は、この基準を遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。また、この基準を満たさない場合は、指定地域密着型サービスの指定又は更新を受けることはできません。

ここでは、夜間対応型訪問介護の基準の中でも特に重要なものを一覧表にして整理しました。指定・運営に関する基準の全文は必ず確認していただき、基準を遵守した運営を行ってください。

1 定義及び基本方針

夜間対応型訪問介護	<p>「夜間型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>居宅要介護者について、夜間において定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第2項の政令で定める者（注1）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。）（注2）をいう。</p> <p>（注1）介護員養成研修修了者</p> <p>（注2）入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話</p>	法8条16項
	<p>【基本方針】</p> <p>指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。</p>	条例45条
	<p>【サービスの内容】</p> <p>夜間対応型訪問介護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>ア 定期巡回サービス</p> <p>訪問介護員等が、夜間において定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・「定期的」とは原則として1日複数回の訪問を行うことを想定していますが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきもので、利用者の心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではありません。また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定します。</p> </div> <p>イ オペレーションセンターサービス</p> <p>あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、夜間において、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定め</p>	条例46条

	<p>る者（施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。）の訪問の要否等を判断するサービス</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のみならず利用者の家族等からの在宅介護における相談等にも適切に対応してください。また、随時の訪問の必要性が同一時間帯に頻回に生じる場合には、利用者の心身の状況を適切に把握し、定期巡回サービスに組み替える等の対応を行います。なお、通報の内容によっては、必要に応じて看護師等からの助言を得る等、利用者の生活に支障がないように努めます。 </div> <p>ウ 随時訪問サービス</p> <p>オペレーションセンターサービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・随時の通報があつてから、概ね 30 分以内で駆け付けられるような体制確保に努めます。なお、同時に複数の利用者に対して随時の訪問の必要性が生じた場合の対応方法についてあらかじめ定めておくとともに、適切なアセスメントの結果に基づき緊急性の高い利用者を優先して訪問する場合があります。こと等について、利用者に対する説明を行う等あらかじめサービス内容について理解を得ます。 </div> <p>エ オペレーションセンター</p> <p>通常の事業の実施地域内に 1 箇所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。</p>	
--	--	--

2 人員基準

<p>オペレーター</p>	<p><随時対応サービスとして、利用者等からの通報に対応する従業者></p> <p>ア 提供時間帯を通じて 1 以上確保されるために必要な数以上</p> <p>イ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、1 年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3 年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができます。 </div> <p>ウ オペレーターのうち 1 人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない</p> <p>エ オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる</p> <p>オ 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、エの規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p>	<p>条例 47 条</p>
---------------	---	----------------

	<p>(ア) 短期入所生活介護事業所 (イ) 短期入所療養介護事業所 (ロ) 特定施設 (ハ) 小規模多機能型居宅介護事業所 (ニ) 認知症対応型共同生活介護事業所 (ホ) 地域密着型特定施設 (ヘ) 地域密着型介護老人福祉施設 (セ) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (ケ) 介護老人福祉施設 (コ) 介護老人保健施設 (サ) 介護療養型医療施設 (シ) 介護医療院</p> <p>カ 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> </div>	
訪問介護員等	<p>1 定期巡回を行う訪問介護員等 ア 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>2 随時訪問を行う訪問介護員等 ア 提供時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上 イ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</p>	条例 47 条
管理者	<p>ア 事業所ごとに配置すること イ 専ら職務に従事する者であること ウ 常勤であること</p> <p>管理上支障がない場合には、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。</p>	条例 48 条

3 設備基準

設備及び備品	<p>ア 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けること</p> <div data-bbox="363 248 1227 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保することが必要です。・他の事業と同一の事務室であっても差し支えませんが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分されている、又は、区画が明確に特定されていることが必要です。</div> <p>イ サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること</p> <div data-bbox="363 533 1227 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・特に手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮することが必要です。・事業の運営に支障がない場合は、同一敷地内の他事業所、施設等の設備、備品等を使用することができます。</div> <p>ウ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等及び随時適切に利用者からの通報を受け付けることができる通信機器等を備え、必要に応じオペレーターに携帯させること。ただし、利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが該当情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる</p> <div data-bbox="363 1055 1227 1267" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・利用者から通報を受けるための機器は利用者の心身の状況等の情報を蓄積し、利用者からの通報を受信した際に瞬時にそれらの情報が把握できるものでなければなりません。通報を受信する機器と、利用者の心身の情報を蓄積する機器は同一の機器でなくても差し支えありません。したがって、通報を受け付ける機器としては、携帯電話等であっても差し支えありません。</div> <p>エ 利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者へ通報のための端末機器を配布すること。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りではない</p> <div data-bbox="363 1491 1227 1767" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">・利用者に配布するケアコール端末は、利用者が援助を必要とする状態となったときにボタンを押すなどにより、簡単にオペレーターに通報できるものでなければなりません。ただし、利用者の心身の状況によって、一般の家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、利用者に対し携帯電話やケアコール端末等を配布せず、利用者所有の家庭用電話や携帯電話により随時の通報を行わせることも差し支えないものとします。</div>	条例 49 条
--------	---	---------

4 運営基準（主なもの）

<p>心身の状況等の把握</p>	<p>事業者は、サービスの提供に当たっては、オペレーターによる利用者の面接によるほか、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない</p>	<p>条例14条(準用)</p>
<p>居宅介護支援事業者等との連携</p>	<p>ア 事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者 その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p> <p>イ 事業者は、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない</p>	<p>条例15条(準用)</p>
<p>利用料等の受領</p>	<p>ア 事業者は、利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる</p> <p>イ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められませんが、利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者が負担すべきものです。</p> </div>	<p>条例21条(準用)</p>
<p>基本取扱方針</p>	<p>ア 定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない</p> <p>イ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない</p>	<p>条例50条</p>
<p>具体的取扱方針</p>	<p>ア 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする</p> <p>イ オペレーターは、利用者の面接及び1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・随時訪問サービスを適切に提供するため、定期巡回サービスの提供により、利用者の心身の状況等の把握に努めるとともに、利用者とのコミュニケーションを図り、利用者が通報を行い易い環境づくりに努めます</p> </div>	<p>条例51条</p>

	<p>ウ 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする</p> <p>エ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、その提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする</p> <p>オ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする</p> <p>カ 利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする</p> <p>ケ 利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする</p> <div data-bbox="360 875 1225 987" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から合鍵を預かる場合には、従業者であっても容易に持ち出すことができないよう厳重な管理を行い、利用者に安心感を与えます。 </div>	
<p>夜間型訪問介護計画等の作成</p>	<p>ア オペレーターは、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない</p> <div data-bbox="360 1261 1225 1536" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する夜間対応型訪問介護計画従業者の氏名、当該従業者が提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにします。 ・計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 </div> <p>イ 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。た</p> <p>ウ オペレーターは、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない</p> <div data-bbox="360 1832 1225 1980" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の目標や内容等については、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行います。 </div> <p>エ オペレーターは、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない</p>	<p>条例 52 条</p>

	オ オペレーターは、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする	
同居家族へのサービス提供の禁止	事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の具体的な範囲については二親等以内とし、血族か姻族かは問いません。 </div>	条例27条(準用)
緊急時等の対応	ア 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない	条例53条
管理者等の責務	ア 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行なわなければならない イ 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に規定等を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする ウ オペレーターは、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする	条例54条
運営規程	事業者は事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない (ア) 事業の目的及び運営の方針 (イ) 従業者の職種、員数及び職務の内容 (ウ) 営業日及び営業時間 (エ) 夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 (オ) 通常の事業の実施地域 (カ) 緊急時等における対応方法 (キ) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 (ク) 虐待の防止のための措置に関する事項 (ケ) その他運営に関する重要事項	条例55条
勤務体制の確保等	ア 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にします。 </div> イ 事業者は、事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部	条例56条

	<p>を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>ウ オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる</p> <p>エ 事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない</p> <p>オ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない</p>	
<p>衛生管理等</p>	<p>ア 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>イ 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、夜間対応型訪問介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 当該夜間対応型訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(ウ) 当該夜間対応型訪問介護事業所において、夜間対応型訪問介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	<p>条例 33 条(準用)</p>
<p>苦情処理</p>	<p>ア 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、苦情の内容等を記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p> <p>エ 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない</p>	<p>条例 38 条(準用)</p>

	<p>オ 事業者は、提供した夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない</p> <p>カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない</p>	
地域との連携等	<p>ア 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない</p> <p>イ 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、サービスの提供を行うよう努めなければならない</p>	条例57条
事故発生時の対応	<p>ア 事業者は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない</p> <p>イ 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない</p> <p>ウ 事業者は、利用者に対する夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない</p>	条例40条
記録の整備	<p>ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</p> <p>イ 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(ア) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(イ) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(ウ) 市への通知に係る記録</p> <p>(エ) 苦情の内容等の記録</p> <p>(オ) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	条例58条
業務継続計画の策定等	<p>ア 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>イ 事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>ウ 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p>	条例第32条の2（準用）
虐待の防止	<p>ア 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措</p>	条例第40条の2

	<p>置を講じなければならない。</p> <p>(ア) 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(イ) 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(ウ) 当該事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(エ) 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>(準用)</p>
--	--	-------------

「法」…介護保険法

「条例」…伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例